

第1セッション

パネリスト発言

黄建洲 中国 北京大成（寧波）弁護士事務所パートナー

まず、ここ一年間の韓国 P-Plan 手続の進捗状況を紹介し、ゴルフ場の事例をもとに実証的に分析して下さったチェ・ヒョウジョン弁護士に感謝の言葉を申し上げます。我々にとって、韓国の P-Plan が具体的な事件の中で運用される様子、直面した問題および解決措置と検討について分かりやすく説明していただき、いろいろ示唆を受けることができました。

中国における各地の裁判所や管財人も、P-Plan について多様な試みや模索を行っています。中国の実務上の取り組みにとってとても有益な参考になると思います。以下は、私自身の考えやアイデアについて少し具体的にお話しします。

一、両国の制度発展の違い

関連制度について、韓国の債務者更生及び破産に関する法律（以下「債務者更生法」と言う）は、すでに明確に定めています。同法第223条では、以下のいくつかの重要な原則が明らかになっています。

第一に、「事前計画案」は、更生手続開始の申立てがあったときから更生手続の開始前までに裁判所に提出できます。

第二に、債務者の債務の2分の1以上に相当する債権の債権者またはこれらの債権者の同意を得た債権者は P-Plan を実施できます。

第三に、「事前計画案」は、裁判所で備えて、利害関係人に閲覧させなければなりません。

第四に、事前に計画案を提出するとき、必要とされる文書を同時に提出し、その実行性を証明しなければなりません。例えば、更生債権者、更生担保権者、株主、持分権者の目録、調査報告書、債務者の債務の2分の1以上に相当する債権の債権者の同意書等があります。

第五に、事前計画案は、議決で同意された後に拘束力が生じ、一定の条件の下で撤回できます。

要するに、韓国における P-Plan 規定は、すでにきわめて詳細かつ実行可能なものになっています。また、その規定は、韓国の実務においてすでに運用されています。例えば、チェ・ヒョウジョン弁護士が示したように、この手続は、すでに、ゴルフ場の事例の中で具体的に運用されています。

中国の場合、P-Plan 手続について、明文の定めが存在せず、まだ試す段階に置かれています。もちろん、中国の裁判所は P-Plan 手続に対し、開放的かつ好意的な態度を取っています。2013年6月に、中国の浙江省高級人民裁判所は、「企業破産事件の簡易審理に関する若干問題の記要」第7条において、「債権者または債務者の提出した企業破産申請に関し、受理裁判部は商事裁判部が審査

するよう、申請資料を適時に移送し、法の定めによって企業破産事件を受理しなければならない。また、以下の場合に、裁判所は合理的に評価した上、当該裁判所の「提訴前登記（届出）制度の試行に関する通知」の要求を参照し、企業破産申請準備登記を行うことができる」とし、第九条では、「債権者が準備登記期間の間で債務弁償案について行った、撤回できない承諾は、債務者が企業破産和解または更生手続を開始した後、承諾した側に対し依然として拘束力を持つ。」裁判所が企業破産和解または更生手続の申請を受理した後、準備登記期間の間で（集中管轄期間を含め）形成した債務弁償案または更生案をもとに、債務者または管財人が和解協議または更生計画案を作成し、債権者会議を通じ確認します。2017年に、杭州市余杭区人民法院の受理した Yifengcheng 不動産開発有限公司事件は、まさに典型例であります。

深セン中級人民裁判所は、これに関する明文の定めを設けていませんが、しかし、P-Plan 方式で処理される事例が多いです。例えば、深金田更生事件、ST 新都更生事件等の上場企業が、うまく P-Plan 手続を行ったがゆえに、平均、6ヶ月程度で審理を終了し、更生の効率と成功率を有効に向上させました。

このように、中国ですでに知られている P-Plan 事件からは、二つの共通する点が見て取れます。一つは、更生制度を参照し P-Plan 手続を設計し、またはそれを既存の倒産手続の中に当てはめることで、更生手続の準備を成し遂げることを主要目標とします。もう一つは、最終成果は、倒産手続開始以降の裁判所の審査と許可を待機しなければなりません。

2018年4月に中国の最高人民裁判所の公布した「倒産裁判工作会議紀要」第22条によりますと、「私的整理と法的再建手続の連携を進めることを探索する。企業が更生手続を行う前に、まず債権者、債務者や出資者等の利害関係人が裁判外でのビジネス交渉を通じ、再建案を作成することができる。再建手続開始後、再建案に依拠し再建計画を作成し、人民裁判所で法の定めによって審査、許可するよう提出することができる。」

中国の既存の定めが不完全であり、「P-Plan」のような用語も用いられておらず、立法のレベルでも進められていませんが、しかし、中国で倒産の発展を前進させる肝心な一環として、最高人民裁判所の好意的な態度は、地方裁判所と管財人がより果敢に試み、実践するようにし、中国 P-Plan 制度の発展をさらに押し進めていると考えられます。

二、P-Plan の制度設計にあたって注目すべき成功要因

倒産再建制度を通じ経済的に行き詰まった企業を救うことは、企業側が破産を避ける良好な方法であり、この点は、すでに倒産世界の共通認識となっています。どのように P-Plan を通じ再建の効率と成功率を向上させるかは、当該制度が存続し発展する基本となります。

P-Plan と再建手続の間には、そもそも密接な関係があると見られます。時間上の連続性、内容上の共通性、効率の面での継続性を持ちます。そのため、P-Plan の制度設計において、P-Plan の二つの重要な役割に力点を置き、発揮させるべきです。一つは、どのように当該手続を通じ再建の見込みを論証し、再建のビジネス交渉を行うかで、もう一つは、どのように合理的で拘束力のある仕組みを設計し、P-Plan がしきい値または形式的規定に止まらないよう保障するかです。

韓国の P-Plan の司法実践は少なくとも次の 3 点で中国にとって参照する価値があります。第一に、債務者の債務の 2 分の 1 以上に相当する債権の債権者の同意を獲得すれば、即時に P-Plan 手続を開始することができ、すでに知っている債権者全員の同意を求めずに済みます。第二に、事前計画案を提出する際に、債権債務資産を査定し、関連する証明書類を提出することで、再建の実行性の論証を完成します。第三に、事前計画案は、議決を経由し、議決結果は拘束力を持ちます。しかし、事前再建計画案の内容が債権者に不利であるときや著しく事情の変更があるとき、またはその他重大な事由がある場合、債権者会議の前または裁判所の許可の前に撤回することができます。

立法と実務の実行性のレベルで P-Plan 制度を設計することは、実質的にいえば、公平と効率を考慮し；債権者、債務者と社会の三者の利益をできるだけ均衡させることです。法的倒産手続と比べ、P-Plan はより効率に偏っており、それぞれがビジネス交渉を行うよう促し、できるだけ、再建のため必要な合意を達成するようにします。

いかなる制度設計もすべての問題を解決できないように、P-Plan も倒産再建の問題を完全に解決する方法ではありません。チェ弁護士の記事の中で言及された(株)Daewoo 造船事例と Kumho タイヤ事例は両方とも複雑な債権者利益のため P-Plan 手続を活用できなかったのに対し、ゴルフ場の事例は、単純な債権者構造、利益ニーズの傾向性、ビジネス上の実行性のため、P-Plan 手続が活用されました。この点を与える示唆といえ、倒産事件において、それぞれの利益ニーズを把握し、正確に判断し、かつ、ビジネスの可能性を見極めることこそ、手続上の規定をうまく作用させる重要なポイントとなるということです。倒産業務を行う弁護士として、このようなチャンスを鋭く見極め、適切な手続的手配を選択することで、ビジネスと法律の結合を促し、再建を成功させるため助力する必要があります。

引き続き、高田集団更生事件についての鐘弁護士によるご紹介についてお話しします。とてもご縁があったと感じたのは、高田の買取側として、寧波均勝電子株式会社（以下は「均勝電子」という）は中国の A 株上場会社であり、中国の寧波に位置している点です。鐘弁護士がこの事例について非常に細かく紹介しましたので、わたしはここで買取側とリスク管理の視点からいくつかの感想を述べることにします。

1.中国の視点からすれば、これは中国の上場会社によるクロスボーダー買収取引事例であり、浙江省ないし全国の資本市場においてとても大きな影響力を持ち、「蛇が象を飲み込む」（訳注：欲張りで飽くことを知らない）のクロスボーダー買収の成功例として見なされています（均勝電子の2016年、2017年の営業収入ははるかに高田資産より低い）

2.均勝電子の今回の買収戦略は高田資産から着手し、PASN業務を切り離すことですが、これは株式の買収取引モードと異なります。このやり方のメリットは買主が行き詰まった企業の資産を獲得するのみで、債務を負担しないことです。資産買収の方式を取れば、買主がエアバック事故のため直面する巨大かつ各国賠償制度の賠償責任が異なるため生じた複雑な賠償金の問題に巻き込まれることを避けられます。均勝電子はリスクを防止し、ルクセンブルで子会社 Joyson KSS Auto Safety Holdings S.A.（以下は「均勝安全」という）を設立し、これを主体としたクロスボーダー買収操作を行い、均勝安全の購入した目標資産が実際に支払った価格は15.88億ドル以下でした。

3.均勝安全は、日本の民事更生手続を通じ高田の日本での資産を買収し、アメリカで連邦倒産法第11章手続を通じアメリカとメキシコの資産を買収し、ヨーロッパで裁判外の資産買収方式を通じヨーロッパ、中東およびアフリカでの部分的資産、中国と他の地域で選択できる資産買収方式を通じ買収を完了しました。このように選択した理由は、高田は外国会社として、その資産が世界の各地で分散され、買収資金が所在国からのコントロールを受けているからです。均勝安全は、手続の簡素化戦略を活用し、きちんと資産の中心価値を掴みました。できるだけ各国の複雑な法的リスクを回避することは、今回の取引を成功させる重要な要素です。

4.有効にリスクを防止するため、今回の取引で均勝安全はまた高田の主な取引先と補償および免責の協議を締結しました。高田と下流企業の協議によりますと、高田は工場・企業に対し賠償する必要があるありますが、主な工場・企業は、均勝安全が高田の賠償責任に対し賠償責任を負わなくてもよいいと承諾しました。こうした承諾があってはじめて、均勝安全は低いリスクのもとで取引に参加でき、よって、PASN商品のリコール義務、補償義務と賠償義務を取引から切り離しました。

5.これ以外、均勝電子はまた高田とその下流企業との連携を継続し、高田の取引先から巨額な注文を獲得し均勝電子の公告の中で披露することになります。また、取引先集団と締結した系列協議によって、全部の目標資産を買収した後、取引先集団が目標資産の持続的な運営を支持するよう確保し、取引先の注文総量が210億ドル、そのうち、2018年の予測注文総量が50億ドルを超えることになります。

6.均勝電子の披露した2018年度中間報告によりますと、2018年4月に受渡を完了し、海外資産が317億人民元、会社資産総額の63%を占め、中国本土の企

業から多国籍会社になり変わりました。均勝電子が高田資産を買収する取引は、国境を超えて行き詰まった資産を買収する魅力を反映し、商業と法律が完璧に結合する具体的な事例を示しました。均勝電子が巧みに更生制度を利用し、高田会社、高田破産管理委員会、高田の子会社、取引先集団と一連のビジネス交渉を行い、相対的に低い値段で資産を買収し、かつ十分なリスク防止作業を行い、海外資産取引を成功裡に完成しました。この取引の中で、高田資産はPASN業務を除き、他の業務は全部、極めて大きな価値を持ちます。取引先集団の支持のもとで、元の業務が継続されただけでなく、均勝電子が全面的に日本、アメリカ、ヨーロッパ自動車安全市場に加入し、産業での位置付けが大幅に向上され、高田の資産を買収したことは、均勝電子が迂回して発展し、世界中で最高クラスのサプライヤーの一つに躍進する機会となりました。